

# 妙高里山応援団募集要項

妙高市は、里山を中心に四季折々の美しさを映し出す景観に囲まれ、伝統文化が息づいている地域です。しかし、過疎化や高齢化の進行により、集落における草刈り等の共同作業、地域行事等の運営を維持することが難しくなっています。

このため、市では地域内外の団体や事業所、個人などの有志を募り、里山の支援組織「妙高里山応援団」を結成し、町内会などの地域コミュニティだけでは困難となってきた共同作業などの活動を支援するとともに、これらの支援活動を通じて交流を促進し、里山の活性化を図ります。

## 1. 募集条件

次の条件を満たす個人又は団体等（事業所、学校、グループ等）を募集します。

- ・ 中山間地域での環境保全、地域行事等の支援活動に興味があること。
- ・ 心身ともに健康で、地域活動に意欲と情熱を持って参加できること。
- ・ 高校生以上であること。
- ・ 電子メールにより連絡が可能なこと。

## 2. 主な活動の内容

活動の内容は、集落等から要請のあった活動とします。

支援活動は基本的には半日程度で、内容は次に掲げるものを予定しています。

- ① 道路の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
- ② 植栽・下刈り等の森林保全活動
- ③ 鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策活動
- ④ 集落の祭りや地域行事等の支援活動
- ⑤ その他集落等の維持・活性化を図る上で必要な活動

## 3. 団員登録から支援活動実施までの流れ

事務局（妙高市地域づくり協働センター）が集落等と団員との支援活動内容の連絡調整等を行います。

### ① 団員の登録

活動を希望される個人又は団体等は、別紙の加入申込書を事務局へメールで送信してください（応募手続きは下記7のとおり）。団員登録後、事務局から団員登録完了のメールを送信します。会費は無料です。

### ② 支援活動参加の申込み

集落等から団員への支援依頼がある度に、事務局から作業日程、活動内容等について電子メールでお知らせしますので、参加できる場合は事務局に連絡してください。団体等の団員については、団体等の連絡担当者を通じてお知らせします。

### ③ 支援活動参加団員の決定

参加の申込みのあった団員の中から、支援活動参加者を事務局において決定し、電子メールでお知らせします。その際、集合時間、集合場所等をご案内します。

### ④ 支援活動の実施

団員は、依頼のあった支援活動を行う現地に各自集合し、現地で事務局から活動に係る説明を受けます。集落等から依頼のあった支援活動に従事し、支援活動の終了後は現地解散となります。

## 4. 活動経費の負担

- ・無償の支援活動のため原則として日当等は支給されません。
- ・交通費及び食費は原則として参加者の自己負担となります。
- ・作業に必要な作業服、道具等が必要となる場合があります。

## 5. 保険

団員（実際に支援活動に参加する者）は、ボランティア活動保険（(福)全国社会福祉協議会）に加入し、同保険の適用の範囲内で補償します。

その保険料は妙高市が負担します。

## 6. 募集人数及び参加条件

- ① 募集する団員の人数制限はありません。ただし、集落等の支援活動への参加者数は、集落から要請があった人数となりますので参加できない場合もあります。
- ② 18歳未満の団員については、保護者または教員等の同伴参加がある場合に限り支援活動への参加を可能とします。ただし、支援活動の内容によっては、参加できない場合があります。

## 7. 応募方法

別紙加入申込書（個人で加入申込を希望される場合は様式1、団体で加入される場合は様式2）に必要事項を記入の上、事務局まで電子メールにより提出してください。

## 8. 個人情報等の取扱い

登録した個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、メールアドレス等）及び団体に関する情報は、事務局と集落の代表者で適正に管理し、支援活動以外の目的には使用しません。但し、今後の交流活動などを目的とした活用について同意をいただいた場合は除きます。

また、支援活動状況等については、市報、及び市ホームページ等で紹介する場合があります。

## 9. 登録の取消

次のいずれかに該当する場合には登録を取り消すことができるものとします。

- ① 本人又は団体から登録取消の申し出があったとき。
- ② 公序良俗に反する行為を行ったとき又はその恐れがあると認められるとき。
- ③ 里山応援団の活動で宗教活動や政治活動を目的とする行為を行ったとき。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成者若しくは構成員となったとき。
- ⑤ 里山応援団の団員と事務局との連絡が相当期間取れなくなったとき。
- ⑥ その他市長が特に登録取消を必要と認めるとき。

取り消した場合は、その旨を郵送で通知します。

## 10. 免責事項

妙高里山応援団の団員又は集落住民等の故意又は重大な過失により生じた損害については、事務局はその責任を負いません。

<お問い合わせ・事務局>

妙高里山応援団事務局

【妙高市地域づくり協働センター】

〒944-0046 妙高市上町9番3号

TEL：0255-73-7808

FAX：0255-73-7230

E-mail：satoyama@city.myoko.niigata.jp